

託送供給等約款 認可の概要

1. 託送料金

経済産業省から示された査定方針に基づき申請内容を修正し、託送料金原価（平成28～30年度の年平均）は2,820億円となりました。

その結果、今回認可を受けた託送料金の1キロワット時あたりの平均単価は、低圧で供給する場合は8.29円、高圧で供給する場合は3.99円、特別高圧で供給する場合は1.62円となりました。

【認可を受けた託送料金原価（平成28～30年度の年平均）】

(単位：億円)

| | |
|-------------|-------|
| 人件費 | 460 |
| 燃料費 | 61 |
| 修繕費 | 564 |
| 資本費 | 709 |
| (減価償却費) | (535) |
| (事業報酬) | (173) |
| 公租公課 | 421 |
| 購入電力料 | 2 |
| その他経費 | 701 |
| 控除収益 | ▲99 |
| 託送料金原価（年平均） | 2,820 |

(注1) 原価算定期間は平成28年度から平成30年度の3年間。

(注2) 四捨五入の関係で、合計額が一致しないことがある。

2. 供給条件

(1) 低圧向けの供給条件の設定

電力小売全面自由化に伴い、低圧で電気の供給を受けるお客さまも、電気を供給する会社を自由に選ぶことができるようになることから、新たに低圧向けの供給条件を設定しました。

(2) 同時同量制度・インバランス料金の見直し

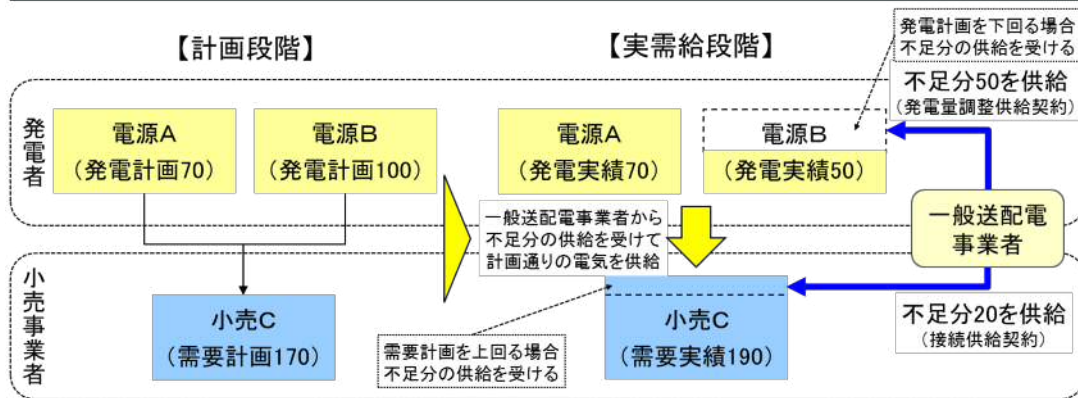
① 「計画値同時同量制度」の導入

新電力等が当社の送配電設備を利用してお客さまに電気を供給する場合、現在は、実需給における発電実績と需要実績を30分単位で一致するよう調整していただく「実需同時同量制度」を適用しています。

平成28年4月以降は、事前に策定した発電計画または需要計画と、実需給における発電実績または需要実績をそれぞれ30分単位で一致するよう調整していただく「計画値同時同量制度」を導入します。

【計画値同時同量制度のイメージ】

- 一般送配電事業者が、発電者との間で発電量調整供給契約を、小売電気事業者との間で接続供給契約を締結し、発電・需要の双方が同時同量義務を負う。
- 発電者は発電計画を、小売電気事業者は需要計画を一般送配電事業者へ通知し、30分単位で計画と実績を一致させる。
- 通知した計画と実績との差は、一般送配電事業者が供給する(余剰分は買取)。



② インバランス料金の価格決定方法見直し

30分同時同量が達成できなかった場合のインバランス料金は、現在は、一般電気事業者（当社）の電源コストをもとに設定しています。

平成28年4月以降は、卸電力取引所の取引価格をもとに、当該時間帯の需給状況等を反映して、30分ごとにインバランス料金を設定します。

(3) 「近接性評価割引制度」の見直し

電力需要の多い地域に設置した発電設備を利用する場合、送配電設備の効率的な利用に資することを評価し、託送料金を割り引く「近接性評価割引制度」について、国の審議会における議論の内容を反映し、これまでは対象外となっていた低圧電源への割引制度の適用や、割引対象地域の細分化等の見直しを行います。

(4) 「離島ユニバーサルサービス調整制度」の導入

平成28年4月以降、一般送配電事業者（電力会社の送配電部門）は、需要家保護の観点から、離島※のお客さまに対するユニバーサルサービスとして、本土と遜色ない料金水準で電気の供給を行う義務を負うこととなっています。

離島ユニバーサルサービスの提供に必要なコストは、託送料金として、当社サービス区域内で電気をご使用になるすべてのお客さまにご負担いただくこととなります。

離島のお客さまにお届けする電気は主に火力発電によるものであり、この火力燃料費にかかる価格変動分を託送料金に反映する「離島ユニバーサルサービス調整制度」を導入します。

※ 本土の送配電設備と接続していない島のことで、当社サービス区域内では、島根県の隠岐島（島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島）および山口県の見島が該当します。

以上